

## 第6回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

|     |   |
|-----|---|
| 日 時 | 平成28年8月4日(木) 10:00~11:00  |
| 項 目 | 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価及び国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)                              |
| 出席者 | 審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員、松木委員<br>保健福祉局健康医療部保険年金課 花田課長、保坂係長、福井係長、広村係長<br>総務局情報政策部情報政策課 5名 |
| 事務局 | 総務局文書館 西之原館長、三山係長、奥野主任  |
| 傍聴人 | 0人  |
| 内 容 |   |

### 国民健康保険に関する事務について

(保険年金課)《福井係長が全項目評価書(案)について説明》

#### I 基本情報

(1ページ)

##### 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は国民健康保険に関する事務である。

事務の内容

###### (1) 被保険者資格の取得・異動

国民健康保険では、市町村が保険者となり、職場の健康保険や後期高齢者保険に加入している人、生活保護を受給している人以外、すべての人が国民健康保険に加入することになっている。逆に職場の健康保険加入や市外に移転すれば、被保険者としての資格を喪失することになる。

###### (2) 医療保険の給付

被保険者は年齢等に応じた負担割合を支払い、病院等で保険証を提示することで医療を受けることができる。また、高額療養費制度や入院した際の食事代、出産一時金等の給付といった制度がある。

###### (3) 保険料の賦課決定及び変更

保険料は加入者の数や前年の所得を基に算出する。また、40歳以上65歳未満の人には医療分に加え介護保険料も納めてもらう。

###### (4) 保険料の徴収、減免、滞納整理

保険料は国の定める所得基準を下回る世帯については、保険料の均等割額及び平等割額について7割・5割・2割といった軽減を行う減免制度がある。その他、災害や失業等の事情で保険料を納めることが困難なときは、減免が認められる場合がある。

###### (5) 保険事業の実施

医療費通知の発行や生活習慣病予防を目指して特定健診受診券の発行等を行っている。

##### 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

###### (1) システム1「国民健康保険システム」 説明は割愛

###### (2) システム2「中間サーバー」

情報ネットワークにより情報連携を管理するシステム。

(2 ページ)

(3) システム3「団体内統合宛名システム」

国民健康保険システムに付番する被保険者番号を、個人を特定する統一識別番号に集約して管理するシステム。

(4) システム4「宛名管理システム」

被保険者の住所、氏名、送付先等の宛名情報を管理するもの。

(5) システム5「総合収納システム」

保険料等の賦課情報と金融機関からの入金情報を管理し、滞納者への督促状や催告書の作成、滞納金の管理等を行っている。

(3 ページ)

(6) システム6「総合滞納整理システム」

業務システムの滞納データを管理して、滞納整理を支援するシステム。

(7) システム7「総合窓口システム」

区役所の総合窓口で、転入転出する市民に対して、国民健康保険の被保険者の資格の取得や喪失の手続きを行っている。

(4 ページ)

3 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

現在多くの情報を正確・迅速に処理するために電算システムの利用が不可欠になっている。その上で特定個人情報は被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課・徴収を公平・公正に、正確・迅速に遂行できるため使用するもの。メリットについては個人番号の突合によって市の保有する住民情報や所得情報との連携が効率化する。また、他の自治体等との連携により必要な情報の正確・迅速な把握が可能となり、被保険者に求められていた書類等の提出を省略・簡略化することが可能となる。

5 個人番号の利用の法令の根拠について

番号法の各条文及び北九州市個人番号の利用に関する条例を根拠としている。

6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携について

番号法の各条文等を法令上の根拠としている。

(5 ページ)

図は事務の流れを示したもの。被保険者からの申請や届出に対して情報ネットワークシステムを含む他のシステムから情報を取得して審査・確認を行い、被保険者へ保険証や納入通知を発行する事務等で個人番号が利用される。

II 特定個人情報ファイルの概要

(6 ページ)

1 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2 基本情報

ファイルに記録する者の人数、記録台帳となる範囲や項目について。記録項目の詳細については16 ページから18 ページに記載している。

(7 ページ)

3 特定個人情報の入手・使用について

情報の入手元、入手方法、入手の時期及び使用の目的、主体、方法について記載し

ている。被保険者以外にも市内部の部局、他の自治体からも入手する。入手した情報は保健福祉局保険年金課、各区役所の国保年金課といった国民健康保険担当部門で使用する。

(8 ページ)

#### 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

国民健康保険事務の一部を委託することによって、受託したものが特定個人情報を取扱うこととなる可能性があるものを記載している。

##### (1) 国民健康保険システムの運用・保守業務

##### (2) システム基盤（オペレーション業務等）

北九州市の各業務システムは、この基盤上で操作を行っている。

(9 ページ)

##### (3) 総合収納システム運用保守業務

保険料の調定、収納を管理するシステムの運用保守業務

##### (4) 総合滞納整理システム運用保守業務

滞納情報を管理するシステムの運用保守業務

(10 ページ)

##### (5) 税金・料金お知らせセンター管理運営業務

滞納が始まったばかりの人に対しては、納め忘れを防止する目的で、電話でお知らせする業務を行っている。

##### (6) 宛名管理システム運用保守業務

対象者の住所・氏名・送付先等を管理するシステムの運用保守業務

(11 ページ)

#### 5 特定個人情報の提供・移転について

国民健康保険に関する事務のために収集した特定個人情報は、番号法等を根拠に情報提供することがある。情報提供については、提供と移転がある。提供については、他の機関に対して情報を渡すもの。移転は同一の機関内、市の中で、医療目的内で事務を行う部署に対して情報を渡すもの。提供に関しては、他の行政機関に対して行うもののみ。番号法による提供先1ということでもとめて、32 ページの別紙1参照としている。移転先については9つある。生活保護、中国残留邦人等支援給付、後期高齢者医療制度、介護保険制度、小児慢性特性疾患医療費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費、社会保険料控除の認定、国民年金に関する事務に関して行うもの。これらは11 ページから14 ページに記載している。

(15 ページ)

#### 6 特定個人情報の保管・消去

保管場所は市においては、セキュリティカードにより入室制限のかかったサーバーラーム内にサーバーが保管されている。国が管理する中間サーバーに関しても同様に厳重に管理している。保管期間については、法令上具体的な定めはないため、賦課や給付等の業務ごとに必要とされる遡及期間を満たす範囲で保管している。消去については業務に影響のないデータについてシステム内で消去を行っている。紙媒体の申請書や届出書は文書管理規程に基づく保管期限終了後に廃棄を行っている。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(19 ページ)

#### 1 特定個人情報ファイル名

## 国民健康保険情報ファイル

### 2 特定個人情報の入手

#### (1) リスク 1 目的外の入手が行われるリスク

個人番号カードまたは通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。また、必要な情報以外記載できない書類様式とする。情報提供ネットワークシステムに連携するデータについても、必要な情報以外入手できないフォーマットとしている。

#### (2) リスク 2 不適切な方法で入手が行われるリスク

本人確認を徹底するとともに、庁内連携システムからの入手については、ユーザ ID による識別と、職員カード及びパスワードの認証によって、業務システムの利用者制限を行っている。

#### (3) リスク 3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

個人カードとすでに登録された住所、生年月日等の宛名情報の本人確認を徹底して正確性を確保している。

#### (4) リスク 4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

特定個人情報を含む帳票類は鍵付き保管庫で保管している。他の業務システムとの連携に関しては庁内専用線を利用し、外部ネットワークからのアクセスは遮断されている。

(20 ページ)

### 3 特定個人情報の使用

リスク 1 から 4 までである。入手した情報は基本的にシステムで使用することになるため、不正な使用ができないようなアクセス制限がかかっている。また、アクセスログを記録することで不正アクセスを防止するとともに職員に対するセキュリティ研修を行っている。

(21 ページ)

### 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先についても職員と同様にアクセス制限を設けている。委託契約に際しては契約書に禁止事項・制約事項を明記するとともに、従事者には誓約書を提出させている。

(22 ページ)

### 5 特定個人情報の提供・移転

移転については、情報を必要とする所属が、情報を提供する所属に対して事前にデータ利用申請を行う。情報を提供する所属がそれを承認する手順が定められている。

(23 ページ)

### 6 情報提供ネットワークシステムとの接続

23 ページから 25 ページに記載している。これまで税制課、介護保険課が説明を行った際の内容と同様のため、説明は割愛。

(26 ページ)

### 7 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の保管に関しては、物理的な対策として情報を保管しているサーバー室の入室に機械警備を導入している。技術的な対策としてウイルス対策ソフトを導入するとともに、業務端末にはデータが残らない仕様としている。また、中間サーバーには、UTM (ウイルス等からネットワークを保護する装置) を導入して、アクセス制限、侵入検知、侵入防止を行っている。また、保有するデータは、異動があり次第随時更新をしているため、古い情報のまま保管されるということはない。

#### IV その他のリスク対策

(28 ページ)

##### 1 監査

特定個人情報に関しては年に1回自己点検を行っている。また、情報セキュリティに関する監査を定期的に行うことにしている。適正な運営についてチェックしている。

##### 2 従業者に対する教育・啓発

情報セキュリティ研修を年1回実施し、意識の向上を図っている。

#### V 開示請求、問合せ

(29 ページ)

情報開示について記載している。

#### VI 評価実施手続

(30 ページ)

今回28年度中に、国民健康保険システムのデータが30万件を超えることが見込まれるため、全項目評価が義務付けられている。意見聴取については、平成28年7月1日から8月1日までの32日間行ったが、寄せられた意見はなかった。

(33 ページ)

33ページから用語集を添付している。

以上で国民健康保険に関する事務についての説明終了。

#### 質疑応答

(審査会委員) 28ページ 監査は定期的に行うとなっているが、誰がどれくらいの頻度で行うことになっているか。自主点検は年に1回となっているが。

(情報政策課) 外部による情報セキュリティ監査というものを実施していて、システムの専門家が監査にあたっている。毎年行っているが全システムというわけではない。ピックアップしたシステムの監査を行っている。

(審査会委員) 11ページ 提供と移転について、正確にはどういうことを言っているのか再度説明してほしい。質的に異なるものか。

(保険年金課) 内部で提供するものを移転、外部に提供するものを提供と言っている。

(審査会委員) 12ページ 移転先の3について、ここだけ庁内の連携システムを使っていなくて電子記録媒体を使って移転しているとなっているがなぜか。

(保険年金課) 介護保険に関しては、庁内連携システムに載っていない。

(審査会委員) 提携する業者の選定はどのようにしているか。

(保険年金課) システムを構築した業者に、保守や改修をお願いしている。構築した業者しかできないということで、導入した後の保守は特命で契約している。もちろん導入する際には入札等の手続きをとっている。

(審査会委員) システム間の整合性や連携等は問題ないのか。それぞれ独立したシステムで関係ないということか。

(保険年金課) システムによって業者は違うが、連携はとれている。

(審査会委員) 連携は業者任せか。

(保険年金課) 情報政策課がコントロールして、担当部署も関わって連携している。

- (審査会委員) システムの数、業者の数はどれくらいか。
- (情報政策課) 情報政策課で把握しているシステムで 70 システムくらいある。20~30 くらいの業者が関わっている。
- (審査会委員) 委託先で個人情報がきちんと管理できていないという状況が発生した場合はどうするのか。チェックしているか。
- (情報政策課) 業者の中に入ってまで市がチェックするという事はしていない。適正に情報を扱うことは誓約書に書いてもらっている。
- (審査会委員) ずっと同じ業者が取り扱っていることは大丈夫なのかという気もするが。
- (保険年金課) 日々の業務のやりとりの中で担当部署として指導等をしている。任せっきりということではない。できない場合は、厳しく対応している。ただ、組んだシステムは組んだところしか分からないので、もし別のところが管理した場合、分からずにもっと大きな事故等にも繋がるため、そこは日々の業務で業者へ指導しながら目を光らせている状況。
- (審査会委員) 保険料の滞納整理は保険年金課で行っているのか。
- (保険年金課) 区役所の国保年金課で行っている。総合滞納整理システムを使いながら、本庁と区役所が連携して行っている。北九州市は直営。

## 国民年金に関する事務について

(保険年金課) 《広村係長が全項目評価書(案)について説明》

### I 基本情報

(1 ページ)

#### 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は国民年金に関する事務である。

##### 事務の内容

国民年金事務は法定受託事務として国民年金法等で規定されている事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等に関する事務、並びに平成 29 年 4 月 1 日施行予定である年金生活者支援給付金法に関する事務を行っている。

##### 具体的には 1~7 の事務

日本国内に住所のある 20 歳から 60 歳未満で自営業者、学生、フリーアルバイター、無職の方が属する第 1 被保険者の住所変更等、保険料の免除、納付猶予申請に係る事務を市区町村の窓口で受け付けている。また、1 号被保険者期間のみを有する方の老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金、老齢福祉年金に関する申請の受付を行っている。

8 の事務について。被用者年金に扶養されている配偶者、例えば専業主婦の方や、学生について、現在は強制加入であるが、それぞれ昭和 61 年 3 月以前、学生は平成 3 年 3 月以前、国民年金は任意加入だった。この任意加入期間中に未加入者だった方が障害を負い、その初診日が未加入期間であった場合、65 歳になるまでに障害の程度が国民年金法の 1 級または 2 級に該当したときに請求する障害年金の受付事務である。先ほど説明した障害基礎年金とは性質が異なるもので、根拠法が違う。

9 の事務について。社会保障と税の一体化改革に関係して、消費税増税と併せて実施される予定である年金生活者支援給付金法に基づいて支給される給付金の受付を行うもの。

#### 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

##### (1) システム 1 「国民年金システム」

国民年金事務で中心となるシステム。システムが有する主な機能は、資格情報照会機能、関係届出書印刷機能、資格情報更新機能、受給者の情報管理機能、保険料免除受付等機能、日本年金機構への異動報告書作成機能、統計情報作成機能、関係帳票の出力機能である。

## (2) システム2「宛名管理システム」

国民健康保険の説明でもあったように、被保険者の住所、氏名、送付先等の宛名情報を管理している。

(3ページ)

### 3 特定個人情報ファイル名

国民年金ファイル

### 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

国民健康保険でも同様の説明があったが、事務実施上の必要性としては、対象者が多いため、正確かつ迅速に処理するためには必ず利用が必要となるシステムである。これを利用することによって期待されるメリットが、市民の利便性、行政事務の効率化に寄与するものと考えている。

### 5 個人番号の利用の法令の根拠について

番号法第9条第1項 別表1 31の項 83の項 95の項、北九州市個人番号の利用に関する条例を根拠としている。

### 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携について

国民年金事務は、現在のところ実施していない。

(4ページ)

被保険者からの申請・届出に対して、他のシステムから情報を取得しその結果を日本年金機構へ通知するという事務の流れ。個人番号が利用されることを想定した図となっている。

## II 特定個人情報ファイルの概要

(5ページ)

### 1 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

### 2 基本情報

ファイルに記録する者の人数、記録台帳となる範囲や項目について。国民年金に関する事務については、対象人数が今年度に30万人を超える見込となっている。記録項目の詳細については13ページから14ページに記載している。

(6ページ)

### 3 特定個人情報の入手・使用について

被保険者、その配偶者及び同一世帯員の方の情報を入手する。入手した情報は、保健福祉局保険年金課、各区役所の国保年金課、各出張所で使用する。

(8ページ)

### 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について

国民年金に関する事務の一部を委託することによって、受託した者が特定個人情報を取り扱う可能性があるものを記載している。国民年金システムでは3件委託を行っている。

#### (1) 国民年金システムの運用保守業務

国民年金システムを用いて、一括処理の準備、監視、オンライン操作方法の問い

合わせ対応を行っている。

(2) システム基盤（オペレーション業務等）

先ほど説明があった国民健康保険システムをはじめ、北九州市では数多くのシステムが運用されているが、この基盤の上でシステムが動いている。

(3) 宛名管理システム運用保守業務

国民健康保険と同様、対象者の住所・氏名等を管理するシステムの保守を行っている。

(11 ページ)

5 特定個人情報の提供・移転について

国民年金の事務のために収集した特定個人情報は、番号法等を根拠に情報提供することがある。これは国民健康保険同様、提供と移転に区分されている。具体的に、年金の事務で提供先つまり他の個人情報保護評価の実施機関、北九州市長以外のところで特定個人情報を取り扱う機関に対して渡すところは、年金事務に関しては日本年金機構、同一の実施機関内で利用目的外の事務を行うものとして保健福祉局介護保険課となっている。

(12 ページ)

6 特定個人情報の保管・消去

保管場所は、国民健康保険同様、市においてセキュリティカードにより入室制限のかかったサーバー室内にサーバーが保管されている。保管期間は、住民基本台帳の保存年限に準じて、転出、喪失の翌年度から起算して5年経過後消去している。消去方法は、システムに保管されているデータについては、保管期間を経過したものを定期的に消去している。紙媒体である申請書・届出書に関しては、文書管理規程に基づき定期的に廃棄している。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(15 ページ)

1 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

2 特定個人情報の入手

(1) リスク1 目的外の入手が行われるリスク

個人番号カード等による本人確認を厳守している。電子媒体に関しては、必要な項目のみにしぼり、不必要な項目は取得できないフォーマットとなっている。

(2) リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク

本人確認の厳格化とともに、不適切な方法での入手を防止し、システム利用職員のシステムアクセスログ等の操作履歴を記録することで、不正入手を行っていないことを確認している。

(3) リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

提示された本人確認資料とすでに登録されている宛名情報の氏名、生年月日、性別、住所との照合を行い、徹底して正確性を維持している。

(4) リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

窓口では第三者が覗き見しないように、パーテーションを設置している。電子媒体に関しては、庁内連携システムを基盤とした専用線を用い、紙媒体に関しては、日本年金機構から提供される被保険者に係るリスト等は必ず鍵付キャビネットの中に保管する等の管理を行っている。

(16 ページ)

### 3 特定個人情報の使用

前項目で説明したリスク 1 から 4 を想定しているが、入手した情報は基本的にシステムで使用していくことになるため、不正な使用ができないようアクセス制限がかかっている。また、アクセスのログを記録することによって不正アクセスを抑止するとともに、職員に対する情報セキュリティ研修を実施している。

(17 ページ)

### 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託業者に対しても職員と同様、システムのアクセス制限を設けている。委託契約に関しては、契約書に禁止事項、制約事項を明記するとともに、委託業者はもちろん、実際に事務に従事する個人にも誓約書を出させている。誰が扱うということも把握した上で操作をお願いしている。

(19 ページ)

### 5 特定個人情報の提供・移転

移転については、国民健康保険と同様、情報を必要とする所属が情報を提供する所属に対して、事前にデータ利用申請を提出。情報を提供する所属が審査して承認するという事務手順が定められている。磁気媒体による日本年金機構への情報提供については、提供先のシステムのフォーマット以外では提供先で情報が取得できないようになっており、紙による提供は必要最低限の項目を記載した様式をあらかじめ決めており、それを提供する形となっている。

(20 ページ)

### 6 情報提供ネットワークシステムとの接続

年金システムに関しては接続していないため、記載していない。

(21 ページ)

### 7 特定個人情報の保管・消去

国民健康保険と同様。物理的な対策としては、サーバー室の機械警備、技術的な対策としてはウイルス対策ソフトを導入している。また、古いデータについては、システムによりバッチ処理で消去を行っており、保存年限が過ぎたデータがいつまでも存在することがないように、きちんと保管・消去を行っている。

## IV その他のリスク対策

(23 ページ)

評価書の記載どおりに運用できているかどうか、国民健康保険と同様に、自己点検、監査を行っている。

## V 開示請求、問合せ

(24 ページ)

開示請求について記載している。

## VI 評価実施手続

(25 ページ)

しきい値判断の結果、全項目評価の実施が義務付けられている。意見の聴取については、パブリックコメント方式により 7 月 1 日から 8 月 1 日まで行ったが、市民からの意見はなかった。

(27 ページ)

27 ページから用語集を添付している。

以上で国民年金に関する事務についての説明終了。

#### 質疑応答

(審査会委員) 12 ページ。6 特定個人情報の保管・消去で①保管場所の末行のところ。日本年金機構への情報提供時に一時的にデータを保存し、電子媒体は提供後速やかに記録を消去しているとのことだが、物理的に破壊という消去ではなくて、あくまでもデータの消去だけなのか。

(保険年金課) USB 媒体を使用するため、その中のデータを複数人で消去したことを確認している。

(審査会委員) 9 ページ。委託業者の再委託があるのは、オペレーション業務だけ。それは量が膨大だからということか。

(保険年金課) 情報政策課の方で契約をしている案件。

(審査会委員) 再委託の許諾方法も記載されているが、同じ規制がかけられているということによいか。

(保険年金課) そのとおり。

(審査会委員) 21 ページ。リスク対策の評価については、どの程度なのか正直言って分からない部分があるが、⑥の技術的対策のところに限って「特に力を入れて行っている」となっている。他はほとんど「十分」という選択肢だが、ここだけ「特に力を入れている」という理由は何か。

(情報政策課) 端末が他の自治体と比較してかなり特殊なものを利用して、電源を落とすと保持していたデータがすべて消える仕組みを導入している。夜間とかに仮に盗難にあったとしてもデータが端末の中に残っていないという対策を施しているため、この部分については特に力を入れているという項目を選んでいる。

(審査会委員) 次回、リスク対策の妥当性について審議を行う。